

特定秘密保護法成立に抗議し、廃止を求める声明

2013年12月10日

(公財)日本キリスト教婦人矯風会は12月6日に政府が国民の反対の声も聞かず、慎重審議を求める声も無視し特定秘密保護法案を強行採決し成立させたことに強く抗議します。

特定秘密保護法案は国のかたちを変えるほどの重大な法案にもかかわらず、民意を問う国政選挙の自民党の選挙公約でも、臨時国会冒頭の首相の所信表明演説でも触れられず、唐突に提出された法案です。

国論を分ける重大な法案にもかかわらず、パブリックコメントの意見募集期間も異常に短く2週間しか設けられませんでした。パブリックコメントに寄せられた意見は9万480件、その約8割は反対を表明していました。また、特定秘密保護法案に関する公聴会は、11月25日福島で初めて開かれましたが、参考人は与党推薦者にいたるまで全員が懸念を示し、反対していました。それにもかかわらず公聴会の翌26日に衆議院で強行採決するという手段にでたことは民主主義への冒涇であり、許すことはできません。

良識の府といわれる参議院での審議は衆議院での審議より更に短く、多くの問題が指摘され、大臣の答弁も二転三転し法案としても粗雑さが目立つ不完全なものでした。

この法律によって、政府により恣意的に膨大な秘密が指定されます。政府は特定秘密の妥当性をチェックする機関を創設するといいますが、想定している機関は中立が担保される第三者機関とは程遠いものです。

特定秘密保護法は国民の知る権利を侵害し、民主主義の理念を踏みにじるもので、私たちは断じて許すことは出来ません。国内の市民団体、労働組合、弁護士、学者・研究者、新聞労連・ジャーナリスト、作家、演劇人・映画監督など数多くの人々が反対の声を上げる一方、ブレイ国連人権高等弁務官はじめ海外からも多くの懸念が示されました。国際社会からも日本の民主主義の成熟度に疑問符がつけられた事は恥ずべきことです。

この法律が戦争へとつながる危険をはらむことは、過去の戦争への道を許した情報統制の歴史が教えるとおりで。

私たちは決してこれを終わりとせず、この法律にかかわる政府の動きを監視し、法律の廃止・撤回を要求し、国民の知る権利を当然の事として尊重する、民主国家としてあるべき国の姿を求めて活動を続けていく覚悟です。

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会
理事長 佐竹順子